

横須賀市都市計画マスタープラン見直し検討業務委託のプロポーザル募集要領

1. 目的

本市では、平成 27 年度に「横須賀市都市計画マスタープラン」を改定し、都市計画の基本的な方針を定めました。本計画は令和 17 年度を計画目標としていますが、コロナ禍以降大きく社会情勢が変化し、さらに上位計画である本市の基本構想・基本計画が令和 4 年 3 月に改定されたことを受け、計画の目標年次はそのままとして令和 5・6 年度の 2 カ年で見直しを行います。

今回の見直しでは、本計画が 10 年後も継承できる都市づくりの方針となり、加えて都市づくりの方針に基づく事業を円滑に進めるための体系を示すものとなることを目指します。

この募集要領は、本計画の見直し検討業務の契約候補者をプロポーザルにて選考するにあたり必要な事項を定めたものです。

2. 事務局

本業務に係る担当は、次のとおりです。

横須賀市都市部都市計画課

住所 : 〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地

電話 : 046-822-8305

FAX : 046-826-0420

メール : cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

担当 : 境、宮崎、大橋

3. 業務委託の概要

(1) 業務名称

横須賀市都市計画マスタープラン見直し検討業務委託

(2) 業務内容について

「業務仕様書」(別紙 1) のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 15 日まで

※都市計画マスタープランの見直し検討業務は令和 6 年度末(予定)までに行うものですが、本業務は令和 5 年度履行期日までを履行期間としています。令和 6 年度の委託契約については、令和 5 年度の業務の履行が適正に行われたか確認した上で決定します。ただし、横須賀市議会において当該予算が議決されない場合は、契約を行わないものとします。

(4) 予定価格（上限価格）

令和5年度 8,150,000 円（消費税抜き）

令和6年度 6,890,000 円（消費税抜き）

本業務の履行にかかるすべての経費を含むものとし、この金額を超える見積書を提示した場合は失格とします。

4. 参加資格

参加者は、次の事項を全て満たすことを条件とします。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿（業務委託）で、「業種：建設・補償コンサルタント、営業種目：都市計画および地方計画」に登録があること。
- (2) 横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成26年4月1日以降に、地方公共団体が発注した次に掲げる同種業務及び類似業務の契約を元請として締結し完了した実績があること。

同種業務：「都市計画マスタープランに関する計画策定業務」に係る業務。

類似業務：「立地適正化計画に関する計画策定業務」に係る業務。

※立地適正化計画と題さない計画でも、立地適正化計画に定める法定事項が計画内に記載されていれば類似業務と判断します。

- (4) 共同企業体による参加は認めません。

5. 全体スケジュール

内 容 (方 法)	期 間 ・ 期 日	提出物
募集要領の掲出 (都市計画課ホームページ)	令和5年5月8日(月)から 概ね4か月	
質問受付	令和5年5月8日(月)8:30 から 令和5年5月18日(木)17:15 まで	様式5
質問回答(個別回答)	令和5年5月10日(水)8:30 から 令和5年5月19日(金)16:00 まで	
質問回答の公開(一括公開) (都市計画課ホームページ)	令和5年5月19日(金)17:00 から 概ね3か月	
参加申込書等の提出	令和5年5月22日(月)から 令和5年5月26日(金)12:00 まで	様式1、2
参加者の資格要件審査及び結果通知	令和5年5月22日(月)から 令和5年5月29日(月)まで	
企画提案書の提出	令和5年5月29日(月)から 令和5年6月8日(木)12:00 まで	様式3、4、7
プレゼンテーションの実施	令和5年6月13日(火)及び 令和5年6月15日(木)	
契約候補者の決定通知 (電子メール及び郵送)	令和5年6月16日(金)	
選考結果の公表 (都市計画課ホームページ)	令和5年6月16日(金)17:00 から 概ね3か月	
契約	契約候補者決定通知到達から速やかに契約することとする	

6. 質問および回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに関する質問については、質問書(様式5)を電子メールに添付し事務局宛てに送信した上で、電話で市がメールを受信したことを確認してください。

(2) 受付期間

令和5年5月8日(月)8:30 から令和5年5月18日(木)17:15 まで

(3) 回答期間

令和5年5月10日(水)8:30 から令和5年5月19日(金)16:00 まで

(4) 回答方法及び公表

本プロポーザルに関する質問は、質問書(様式5)に記載されたメールアドレスに電子メールの受信が確認された日から原則として3営業日以内に回答します。また、すべての質問内容及び回答の公開は以下のとおりホームページへ掲載します。ただし、事業者が特定できるような内容については非公開とする場合があります。

質問内容及び回答掲載日: 令和5年5月19日(金)17:00 から

横須賀市都市計画課ホームページ:

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4805/tokei/index.html>

(5) その他

- ・指定の様式によらない質問書や受付期間を過ぎた質問書は受け付けません。
- ・質問書の内容について不明な点等がある場合には、質問者に対して事務局から電話等で確認を行うことがあります。
- ・質問の内容や量によって、回答に時間を要する場合があります。

7. 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

- ・参加申込書(様式1)
- ・業務実績書(様式2)
- ・4.参加資格(3)に記載の業務実績の契約書の写し及び業務内容がわかるものをPDF形式で添付すること。

(2) 提出期間

令和5年5月22日(月)から令和5年5月26日(金)12:00 まで

(3) 提出方法

上記(1)の提出書類を電子メールで送付してください。

(4) 留意事項

- ・参加申込書の提出をもって、募集要領の記載内容に同意したものとみなします。

8. 参加者の資格要件審査及び結果通知

参加申込書を提出した者には、求められる参加資格要件を満たしているか否かを確認し、参加申込書に記載されたメールアドレスあてに審査結果等を電子メールで回答します。(令和5年5月22日(月)から令和5年5月29日(月)まで)

9. 参加辞退

本プロポーザルの参加申込書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに参加辞退届(様式6)を電子メールで送付してください。

10. 企画提案書の提出

(1) 企画提案書 提出書類

ア プロポーザル総括表(様式3)

イ 企画提案書(様式4)

- ① 業務実施体制・工程
- ② 本市都市計画マスタープランに求められること
- ③ 交通の現状・課題・方策案
- ④ ワークショップを含む市民参加プログラムの案

ウ 同種業務実績書(様式自由)

- ・参加希望者の平成26年度から令和4年度末までに実施した、地方公共団体から発注された次に掲げる同種業務・類似業務の受託実績を記載すること。
 - ・同種業務:「都市計画マスタープランに関する計画策定業務」に係る業務。
 - ・類似業務:「立地適正化計画に関する計画策定業務」に係る業務。
- ※最大5件までとし実績を証明する契約書の写しを添付すること。

エ 本業務の管理技術者の同種実績書(様式自由)

- ・本業務の管理技術者の平成26年から令和4年度末までに完了した、地方公共団体から発注された次に掲げる同種業務及び類似業務を管理技術者もしくは担当技術者として従事した実績を記載すること。
 - ・同種業務:「都市計画マスタープランに関する計画策定業務」に係る業務。
 - ・類似業務:「立地適正化計画に関する計画策定業務」に係る業務。
- ※最大5件までとし管理技術者もしくは担当技術者としての実績を証明する書類を添付すること。

オ 本業務の実施担当者の保有資格

- ・本業務の実施担当者の保有する資格を証する書類を添付すること。

カ 見積書(様式7)

キ 上記ア～オを含む、プレゼンテーションで使用するパワーポイント等のデータ

(2) 提出方法

上記(1)の提出書類を電子メールで送付してください。

(3) 提出期間

令和5年5月29日(月)から6月8日(木)12:00まで

(4) 複数提案の制限

1事業者が本業務に対して複数の提案をすることは認めません。

(5) 留意事項

- ・電子メールは1通につき10メガバイトを超えないようにしてください。
超える場合は分割送付してください。
- ・提出期限までに提出がない場合には、辞退したものとみなします。
- ・企画提案書の作成に要した費用、報酬等は支払いません。
- ・提出された企画提案書等は原則公表しません。

※ただし、本市の横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）に基づく公文書公開請求の対象となりますので、公文書公開請求があった場合には、第三者保護に関する手続きを行った上で諾否を決定します。

11. プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるためにプレゼンテーションを実施します。

- (1) 実施日時
令和5年6月13日(火)、6月15日(木)
(詳細な日時については、各提案者へ事前通知します)
- (2) 実施場所
神奈川県横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
(詳細な会場については、上記事前通知の際にお知らせします)
- (3) 時間配分
概ね40分
(準備5分、プレゼンテーション20分、質疑応答10分、片付け5分を予定)
- (4) 出席者
1事業者につき、3名以内。
- (5) プレゼンテーションの実施方法
 - ・プレゼンテーションは非公開で行います。
 - ・事業者は、選考委員に対して本市の指定した時刻から順次、個別に提出した企画提案書の提案内容について解説します。なお、企画提案項目のすべてについて解説する必要はないため、実施時間を考慮して行って下さい。
 - ・選考委員は、提案者の提案について、質疑を行います。
 - ・提案者は、選考委員からの質疑に対し、回答を行います。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答は、本業務の管理技術者もしくは主となり検討を進める担当技術者が行ってください。
- (6) 留意事項
 - ・プレゼンテーションでの発言内容は録音させていただきます。
 - ・災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時間に遅れた場合は、失格とします。
 - ・大型モニター、HDMIケーブル、電源は本市が用意しますが、その他の機器については、提案者が用意してください。
 - ・当日のプレゼンテーションでは、事前提出した企画提案書以外の内容をプレゼンテーションしないものとします。

12. 選考方法について

(1) 企画提案の審査

① 審査基準

選考委員会は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を評価項目ごとに評価し、次の評価基準に基づき採点します。

ア 企画提案書等に対する評価(75点)

審査項目	評価内容	評価点数
業務実施体制・工程	本業務に精通した担当者が配置され、十分な人員で体制が確立されていること。また、着実かつ円滑に進行できる工程であること。	10点
本市都市計画マスタープランに求められること	昨今の他都市事例などを参考として、本市の課題や社会情勢をふまえ、計画にどのような特徴を持たせることが望ましいか提案されていること。また、本計画が効果を発揮するために都市づくりにおいて求められることが示されていること。	35点
交通の現状・課題・方策案	都市交通を取り巻く近年の状況と本市地理特性をふまえ、公共交通を考える上で取り組むべき課題が整理され、その方策案が示されていること。	10点
ワークショップを含む市民参加プログラムの案	ワークショップを含む市民参加プログラムの案に加え、市民意見等をどのように都市計画マスタープランへ反映するかが示されていること。また、都市計画マスタープラン以外へ展開させる場合、それらをどのように都市計画マスタープランと関連付けるかが示されていること。	20点

イ 業務実績に対する評価(15点)

審査項目	審査基準	評価点数
会社の業務実績	同種業務及び類似業務の実績を総合的に判断	5点
本業務の実施担当者の業務実績	同種業務及び類似業務の実績を総合的に判断	5点
本業務の実施担当者の資格保有状況	本業務の実施担当者の資格保有状況を評価	5点

ウ プレゼンテーションに対する評価(10点)

評価項目	評価内容	評価点数
説明力・表現力	プレゼンテーションの分かりやすさ等を評価	5点
コミュニケーション力	質疑に対する回答の的確さ・明確さ等を評価	5点

エ 見積書(10点)

評価項目	評価内容	評価点数
見積書	最低提案額/提案額×評価点数(10点) (小数点第2位を四捨五入します)	10点

②得点の算出方法

選考委員全員の得点を平均した整数(小数点第1位を四捨五入)を、選考委員会による評価得点とします。

③ 契約候補者の決定

上記②の得点が75点以上で最も高い事業者を契約候補者とします。選考委員会での得点が75点以上の事業者がなかった場合は、本プロポーザル選考は不調とします。

④ 結果通知

各提案者には、参加申込書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで評価結果を通知します。(令和5年6月16日(金))

・通知内容

契約候補者：選定の旨の通知および打ち合わせ等の連絡、
見積書原本の提出依頼

その他の参加者：選定外となった旨の通知

13. 選考結果の公表

選考結果は令和5年6月16日(金)17:00より、本プロポーザルの結果を都市計画課ホームページで次のように公表します。

- ① 契約候補者の会社名等を公表します。
- ② 各参加者の評価点、見積額についてもホームページで公表します。
この際、契約候補者以外はA社、B社のように匿名表記をします。

14. 契約

(1) 令和5年度の契約

選定された事業者は、業務委託契約約款（一般委託）により契約候補者決定通知到達から速やかに横須賀市と令和5年度の業務委託契約を締結するものとします。

契約の内容については、仕様書のほか提案内容等を特記仕様書に記載し契約候補者と協議を行った上で決定します。

契約手続きについては、契約候補者に対して、別途通知します。

(2) 令和6年度の契約

令和6年度の委託契約については、令和5年度の業務の履行が適切に行われたか確認した上で決定します。

令和6年度の随意契約を行う場合の契約額は、令和5年度の落札率を令和6年度予定額に乗じた価格とします。ただし、横須賀市議会において当該予算が議決されなかった場合は、契約を行わないものとします。

15. その他留意事項

(1) 失格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格となります。契約候補者については決定通知を取り消します。

- ① 参加資格要件を満たさない場合（契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合を含む）
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本プロポーザルの実施にあたり、不正もしくは妨害行為を行った場合
- ④ 見積書（様式7）において、予定金額を超える見積もり額を提示した場合
また、見積書原本提出の際、10（1）カと異なる見積金額を提出した場合
- ⑤ その他、募集要領に違反した場合

(2) 提出書類の取り扱い

- ① 提出書類の内容に含まれる著作権は、原則として、参加者に帰属します。
- ② 提出書類は理由のいかんを問わず、返却しません。資料保存期間満了後本市が責任をもってすべて廃棄します。また、本プロポーザル以外には使用しません。
- ③ 提出書類の差し替えや修正は認めません。
- ④ 提出書類は、原則として公開ませんが、情報公開条例に基づき、公開する場合があります。その場合、第三者保護に関する手続きを行った上で諾否を決定します。
- ⑤ 提出書類は、本プロポーザルの実施にあたり、必要な範囲において複製を作成する場合があります。

(3)費用の負担

本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とします。

(4)プロポーザルの延期・中止

やむを得ない理由等により、本市が本プロポーザルを実施できないと判断した場合、本プロポーザルを延期又は中止することがあります。

(5)その他

本要領に記載のない事項については、本市契約規則及び本市入札心得に準じます。